この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡 アイドさい

記載例

会和 ● 年 ● 日 ●日

## 特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第3条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の<埼玉県議会議員一般選挙>において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示できない場合は、選挙管理委員会が保健所 等に当該請求に必要となる情報を確認することに同意します。

(宛先) 川越市選挙管理委員会委員長				必ず <u>自分で記</u>	成(自筆)	
1 請求者	フリガナ		センキョ タロウ	してください。		
	氏名(署名)		選挙 太郎			昭和●年●月●日
	住所		〒350−●●●●			
			埼玉県川越市●●●番地●● ●●マンション●●号室 連絡の取れる電話番号を 記載してください。			
	連	電話番号	090 ( •••• ) ••••			
	絡先	メール アドレス	abc123@sample.xx.jp			
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)			<ul><li>□ 住所と同じ</li><li>〒 住所以外(以下に記:</li><li>〒 ●●● - ●●●●</li><li>埼玉県●●市●●町●</li></ul>		5	ールアドレスを持っていれば 載してください。
3 提示(同封)する文書 (同封)する文書 (外出自粛明祖・停留面の提示を書きるの事情を表するの事出をおります。 おいま おいま おいま おいま おいま おいま は 置い おいま は 関係 は いいま は しょう は に は は しょう は に は は しょう は に は は しょう は いっぱい は に は は は は は は は は は は は は は は は は は		要請又は留の措置面の提示とができの事情が	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置 □ ① 感染症法による外出自粛要誌 □ ② 検疫法に上で (次の(a)及び(b)を記入) (a) 理由 □ 保健所から外出自粛要誌 を交付されていないたと □ 交付された書面を紛失し 体である自治体を記載してください。 ・ 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者支援センター(※)に登録したため、と 陽性者として、陽性者支援センター(※)に登録したため、 治体によって、名称が異なる場合があります。 □ その他( (b)保健所、検疫所、又は登録した陽性者支援センター等の設置主体である自治体も記入(● 支援センター等の場合は当該センター等の設置主体である自治体も記入(● 支援センター ● 県 (2) その他の文書(該当する場合のみ選択) □ 選挙人名簿登録証明書(選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) □ 南極選挙人証(南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)			
4 引き続き当該都道府県の 区域内に住所を有する ことの確認の申請			□ 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府 県の区域内に住所を有することの確認を申請します。			

## 備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の 措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。 ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1 項)イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3) ウ 検疫法による隔 離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する 書面 エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 4 特別の事情により備考3の<u>書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③</u> にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。